

○北九州市芸術文化施設条例

平成15年10月10日

条例第55号

(設置)

第1条 優れた芸術文化を市民が享受する機会の拡大、新たな芸術文化の創造及び市民文化の向上に資するため、別表第1に掲げる施設（以下「芸術文化施設」という。）を設置する。

(使用の許可)

第2条 別表第2に掲げる芸術文化施設の施設及び設備（以下「芸術文化施設の施設等」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ市長（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に使用の許可を行わせる芸術文化施設にあっては、指定管理者。以下この条及び次条において同じ。）の許可を受けなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、前項の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 芸術文化施設の設置の目的に反するとき。
- (3) 芸術文化施設の施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、芸術文化施設の管理上支障があると認められるとき。

(使用の許可の取消し等)

第3条 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、使用の許可を取り消し、使用を制限し、又は使用の停止を命ずることができる。

- (1) 前条第2項各号のいずれかに該当するとき。
- (2) この条例若しくはこの条例に基づく処分に違反し、又は関係職員の指示に従わなかったとき。
- (3) 詐欺その他不正の行為により使用の許可を受けたとき。

(使用料)

第4条 市は、芸術文化施設の施設等の使用につき、別表第2に定める使用料を徴収する。

2 使用料は、使用の許可の際納入しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免等)

第5条 市長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、使用料を減免し、又は使用料の徴収を猶予することができる。

(使用料の不返還)

第6条 既に納付した使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者)

第7条 市長は、芸術文化施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、当該芸術文化施設の管理を指定管理者に行わせることができる。

(指定管理者の指定の手続)

第8条 指定管理者の指定を受けようとするものは、市長が別に定める申請書に当該芸術文化施設の管理に関する事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 北九州芸術劇場及び北九州市立響ホールの指定管理者の指定に係る前項に規定する申請については、市長が当該施設の運営の方法、指定管理者に行わせる業務の内容等を勘案して特に必要があると認めるときは、市長が適当と認めたものに限り、当該申請をすることができる。

3 第1項に規定する申請があったときは、市長は、事業計画書の内容、事業計画書に従い当該芸術文化施設の管理を安定して行う能力等を審査の上、最も適当であると認めたものを指定管理者として指定する。

(平20条例31・一部改正)

(指定管理者が行う業務)

第9条 指定管理者が行う芸術文化施設の管理の業務は、次のとおりとする。

(1) 芸術文化施設の維持管理に関すること。

北九州市芸術文化施設条例

(2) 芸術文化施設の施設等の使用の許可に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が別に定める業務
(指定管理者が行う管理の基準)

第10条 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い芸術文化施設の管理を行わなければならない。

(指定管理者の秘密保持義務)

第11条 指定管理者の役員若しくは職員若しくはその構成員又はこれらの者であった者は、芸術文化施設の管理に関して知り得た秘密を漏らし、又は当該施設の管理の業務以外の目的のために使用してはならない。

(委任)

第12条 この条例に規定するもののほか、芸術文化施設の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

(罰則)

第13条 詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

付 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成15年11月1日から施行する。ただし、第7条、第8条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第8条の規定の施行の前になされた同条の規定による指定管理者の指定の手續に相当する手續は、同条の規定によりなされたものとみなす。

(黒崎文化ホールの管理に係る指定管理者の指定に関する特例)

3 北九州市芸術文化施設条例の一部を改正する条例（平成22年北九州市条例第1号）による改正後の別表第1に規定する北九州市立黒崎文化ホール（以下「黒崎文化ホール」という。）の管理をその供用開始の日から指定管理者に行わせようとする場合においては、第8条の規定にかかわらず、市長は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11

年法律第117号)第7条第2項の規定に基づき黒崎文化ホールの整備等を行う民間事業者を指定管理者として指定するものとする。

(平22条例1・追加)

(北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

4 北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例(昭和47年北九州市条例第8号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(平22条例1・旧第3項繰下)

付 則(平成20年6月25日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成22年3月23日条例第1号)

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、付則第3項を付則第4項とし、付則第2項の次に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

(平成24年規則第60号で平成24年7月1日から施行)

付 則(平成23年7月6日条例第16号)

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は規則で定める日から施行する。

(平成24年規則第61号で平成24年7月1日から施行)

付 則(平成24年6月26日条例第28号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成24年規則第75号で平成24年8月3日から施行)

付 則(平成25年12月13日条例第41号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

付 則(平成27年3月17日条例第5号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

付 則(平成30年3月30日条例第10号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成30年規則第16号で平成30年4月16日から施行)

付 則(平成30年6月22日条例第43号)抄

北九州市芸術文化施設条例

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第2条の規定による改正後の北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例別表第1の3 有料施設の使用料の表の規定、第3条の規定による改正後の北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例別表第3の2 社会教育関係の表の規定、第4条の規定による改正後の北九州市市民センター条例別表第2の規定、第5条の規定による改正後の北九州市芸術文化施設条例別表第2の規定及び第6条の規定による改正後の北九州市スポーツ施設条例別表第2の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に許可を受ける使用に係る使用料について適用し、施行日前に許可を受けた使用に係る使用料については、なお従前の例による。

付 則（令和元年7月12日条例第3号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受ける使用に係る使用料について適用し、同日前に許可を受けた使用に係る使用料については、なお従前の例による。

付 則（令和2年3月31日条例第8号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

付 則（令和4年3月31日条例第3号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第1条関係）

（平20条例31・平22条例1・平24条例28・平27条例5・一部改正）

施設の種 類	目的又は事業	名称	位置
劇場	演劇を主とした舞台芸術の	北九州芸術劇場	北九州市小倉北区室

北九州市芸術文化施設条例

	制作及び公演、当該舞台芸術を担う人材の育成等を行うとともに、市民自らが演劇、音楽等の活動をする場を提供することにより、優れた芸術文化を市民が享受する機会の拡大及び新たな芸術文化の創造に資する。		町一丁目1番1号
音楽堂	音楽を主とした公演、音楽を担う人材の育成等を行うとともに、市民自らが音楽等の活動をする場を提供することにより、優れた芸術文化を市民が享受する機会の拡大及び新たな芸術文化の創造に資する。	北九州市立響ホール	北九州市八幡東区平野一丁目1番1号
漫画ミュージアム	本市にゆかりのある漫画家の作品の展示、業績の紹介等を行うとともに、漫画等に関する人材の育成及び漫画等を通じた市民の交流の場の提供を行うことにより、優れた芸術文化を市民が享受する機会の拡大及び新たな芸術文化の創造に資する。	北九州市漫画ミュージアム	北九州市小倉北区浅野二丁目14番5号
市民会館	演劇、音楽その他の利用に供することにより市民文化の向上に資する。	北九州市立黒崎文化ホール	北九州市八幡西区岸の浦二丁目1番1号
		北九州市立門司市民会館	北九州市門司区老松町3番2号

北九州市芸術文化施設条例

	北九州市立若松市民会館	北九州市若松区本町三丁目13番1号
	北九州市立戸畑市民会館	北九州市戸畑区汐井町1番6号
	北九州市立大手町練習場	北九州市小倉北区大手町11番4号
	北九州市立旧百三銀行ギャラリー	北九州市八幡東区西本町一丁目20番2号

別表第2（第4条関係）

（平20条例31・平23条例16・平24条例28・平25条例41・平27条例5・平30条例10・平30条例43・令元条例3・令2条例8・令4条例3・一部改正）

施設の種類	使用料								備考
	ホール使用料	区分	10時～12時		13時～17時		18時～22時		
平日			土曜日 日曜日 休日	平日	土曜日 日曜日 休日	平日	土曜日 日曜日 休日	平日	土曜日 日曜日 休日
劇場	大ホール	A	円 22,800	円 27,360	円 54,720	円 65,640	円 68,400	円 82,080	1 ホール使用料のA、B及びCの適用区分は、次のとおりとする。 (1) Aは、入場料等の最高額が、1人1回につき1,000円以下のとき。
		B	円 34,200	円 41,040	円 82,080	円 98,520	円 102,600	円 123,120	

北九州市芸術文化施設条例

	C	45,600	54,720	109,440	131,280	136,800	164,160	<p>(2) Bは、入場料等の最高額が、1人1回につき1,000円を超え、3,000円以下のとき。</p> <p>(3) Cは、入場料等の最高額が、1人1回につき3,000円を超えるとき。</p> <p>2 仕込みのための使用に係る使用料の額は、使用時間の属する規定時間区分のAの使用料の額の5割に相当する額とする。</p> <p>3 リハーサルのための使用に係る使用料の額は、使用</p>
中 劇 場	A	12,240	14,760	29,400	35,280	36,720	44,040	
	B	18,360	21,960	44,040	52,920	55,080	66,120	
	C	24,480	29,400	58,800	70,560	73,440	88,080	
小 劇 場	A	4,800	4,920	9,840	11,760	12,240	14,640	
	B	6,200	7,320	14,640	17,640	18,360	22,080	
	C	8,600	9,720	19,560	23,520	24,480	29,400	

北九州市芸術文化施設条例

									時に係る規定使用料の額の2割5分に相当する額
器具 使用 料	照明器具	1時間又はその端数ごとに1,500円以下の範囲内で規則で定める額		1 照明器具には、ゼラチンペーパーを含まない。 2 ピアノ使用料には、調律料を含まない。					
	音響器具	1時間又はその端数ごとに780円以下の範囲内で規則で定める額							
	映写機	1時間又はその端数ごとに1,950円以下の範囲内で規則で定める額							
	ピアノ	1時間又はその端数ごとに3,000円以下の範囲内で規則で定める額							
	舞台器具	1時間又はその端数ごとに3,900円以下の範囲内で規則で定める額							
	録音・録画機器	1時間又はその端数ごとに4,800円以下の範囲内で規則で定める額							
	展示用パネル	1回ごとに120円以下の範囲内で規則で定める額							
設備使用料	1時間又はその端数ごとに100円以下の範囲内で規則で定める額								

北九州市芸術文化施設条例

音楽 堂	ホー ル使 用料	区分	9時～12時		13時～17時		18時～22時		1 ホールのA、 B及びCの適用 区分は、次の とおりとする。 （1） Aは、 入場料等の 最高額が、1 人1回につ き1,000 円以下のと き。 （2） Bは、 入場料等の 最高額が、1 人1回につ き1,000 円を超え、 3,000円 以下のとき。 （3） Cは、 入場料等の 最高額が、1 人1回につ き3,000 円を超える とき。 2 仕込みのた めの使用に係	
			平日	土曜日 日曜日 休日	平日	土曜日 日曜日 休日	平日	土曜日 日曜日 休日		
		大 ホ ー ル	A	円 26, 040	円 31, 200	円 41, 640	円 50, 040	円 52, 080		円 62, 520
			B	円 39, 120	円 46, 920	円 62, 520	円 75, 000	円 78, 120		円 93, 720
C	円 52, 080	円 62, 520	円 83, 280	円 100, 560	円 104, 600	円 125, 400				

続して使用する
場合においては、
期間中の利用し
ない規定時間区
分の使用料の額
は、Aの使用料
の額の5割に
相当する額と
する。

6 規定時間区
分以外の部分
の使用料の額
は、次の各号
に掲げる時間
の区分に応
じ、当該各号
に定める額と
する。

(1) 7時
から9時ま
で又は22
時から24
時まで 1
時間又はそ
の端数ごと
に18時～
22時に係
る規定使用

北九州市芸術文化施設条例

								料の額の5割に相当する額
								(2) 12時から13時まで 13時～17時に係る規定使用料の額の2割5分に相当する額
								(3) 17時から18時まで 18時～22時に係る規定使用料の額の2割5分に相当する額
リハ ーサ ル 室、 練習 室及 び研 修室	区分	9時～22時（1時間又はその端数ごとに）						1 入場料等を徴収する場合の使用料の額は、規定使用料の額の2割に相当する額とする。ただし、市外居
		平日		土曜日		日曜日		
	リハーサル室	1,040円		1,250円				
	第1練	320円		380円				

北九州市芸術文化施設条例

使用料	習室			住者が使用するときは、25割に相当する額とする。 2 2日以上継続して使用する場合には、期間中の利用しない規定時間区分の使用料の額は、規定使用料の額の5割に相当する額とする。
	第2練習室	290円	350円	
	研修室	460円	550円	
器具使用料	照明器具	1時間又はその端数ごとに390円以下の範囲内で規則で定める額		1 照明器具には、ゼラチンペーパーを含まない。 2 ピアノ使用料には、調律料を含まない。
	音響器具	1時間又はその端数ごとに780円以下の範囲内で規則で定める額		
	映写機	1時間又はその端数ごとに1,950円以下の範囲内で規則で定める額		
	ピアノ	1時間又はその端数ごとに3,000円以下の範囲内で規則で定める額		
	舞台器具	1時間又はその端数ごとに1,560円以下の範囲内		

北九州市芸術文化施設条例

					で規則で定める額
	設備使用料				1 時間又はその端数ごとに 3 0 0 円以下の範囲内で規則で定める額
	駐車場使用料				1 台につき 3 0 分又はその端数ごとに 8 0 円以下の範囲内で規則で定める額 使用料は、自動車を出車させる際納入すること。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、自動車を入車させる際納入すること。
漫画 ミュージアム	陳列品の観覧料	1 人 1 回につき 2 , 0 0 0 円以下の範囲内で規則で定める額			
		定期券	1 年	4 , 0 0 0 円以下の範囲内で規則で定める額	
	展示室使用料	区分	1 1 時～1 9 時	時間外（1 時間又はその端数ごとに）	入場料等を徴収し、又は収益を伴う用途に使用する場合の使用料の額は、規定使用料の額の 3 0 割に相当する額とする。
		企画展示室A	2 , 4 0 0 円	4 2 0 円	
		企画展示室B	2 , 5 2 0 円	4 3 0 円	
企画展示室C	3 , 1 2 0 円	5 4 0 円			
器具使用	音響器具				1 時間又はその端数ごとに 9 0 0 円以下の範囲内で規則で定める額

北九州市芸術文化施設条例

	料							則で定める額			
		映像器具						1時間又はその端数ごとに1,800円以下の範囲内で規則で定める額			
		その他の器具						1回ごとに1,000円以下の範囲内で規則で定める額			
市民 会館	ホー ル使 用料	区分		9時～12時		13時～17時		18時～22時		1 ホールのA、B及びCの適用区分は、次のとおりとする。 (1) Aは、入場料等の最高額が、1人1回につき1,000円以下のとき。 (2) Bは、入場料等の最高額が、1人1回につき1,000円を超え、3,000円以下のとき。 (3) Cは、	
				平日	土曜日 日曜日 休日	平日	土曜日 日曜日 休日	平日	土曜日 日曜日 休日		
		黒 崎 文 化 ホ ー ル	大 ホ ー ル	A	円	円	円	円	円		円
					21,000	25,200	33,600	40,320	42,000		50,400
				B	31,560	37,800	50,400	60,480	63,000		75,600
				C	42,000	50,400	67,200	80,640	84,000		100,800
			中 ホ ー ル	A	7,200	9,480	12,720	15,240	15,840		18,960
				B	11,880	14,280	18,960	22,800	23,760		28,560

北九州市芸術文化施設条例

		C	15,840	18,960	25,320	30,360	31,680	38,040	<p>入場料等の最高額が、1人1回につき3,000円を超えるとき。</p>	
門司市民会館	大ホール	A	9,360	11,280	15,000	18,000	18,720	22,440		<p>2 仕込みのための使用に係る使用料の額は、使用時間の属する規定時間区分のAの使用料の額の5割に相当する額とする。</p>
		B	14,040	16,800	22,440	27,000	28,080	33,720		
		C	18,720	22,440	30,000	36,000	37,440	44,880		
若松市民会館	大ホール	A	20,760	24,960	33,240	39,840	41,520	49,800	<p>3 リハーサルのための使用に係る使用料の額は、使用時間の属する規定時間区分のAの使用料の額の10割に相当する額とする。</p>	
		B	31,200	37,320	49,800	59,760	62,280	74,760		
		C	41,520	49,800	66,480	79,680	83,040	99,600		
	小ホール	A	5,880	7,080	9,360	11,280	11,760	14,160	<p>4 営利のための展示、即売</p>	
		B	8,880	10,560	14,160	16,920	17,640	21,120		
		C	11,160	14,160	18,720	22,440	23,160	28,440		

北九州市芸術文化施設条例

			7 6 0	1 6 0	8 4 0	5 6 0	5 2	2 0 0	<p>会等を主たる目的とする使用に係る使用料の額は、Aの使用料の額の20割に相当する額とする。ただし、市外居住者が使用するときには、25割に相当する額とする。</p> <p>5 大ホール又は中ホールの使用に当たり、ホワイエの一部を使用するときは、1時間又はその端数ごとに大ホール又は中ホールの使用料に900円を加算する。</p> <p>6 2日以上継続して使用する場合におい</p>
戸畑市民会館	大ホール	A	2 1, 0 0 0	2 5, 2 0 0	3 3, 6 0 0	4 0, 3 2 0	4 2, 0 0	5 0, 4 0 0	
		B	3 1, 5 6 0	3 7, 8 0 0	5 0, 4 0 0	6 0, 4 8 0	6 3, 0 0	7 5, 6 0 0	
		C	4 2, 0 0 0	5 0, 4 0 0	6 7, 2 0 0	8 0, 6 4 0	8 4, 0 0	1 0, 8 0 0	
中ホール	大ホール	A	7, 9 2 0	9, 4 8 0	1 2, 7 2 0	1 5, 2 4 0	1 5, 8 4 0	1 8, 9 6 0	
		B	1 1, 8 8 0	1 4, 2 8 0	1 8, 9 6 0	2 2, 8 0 0	2 3, 7 6 0	2 8, 5 6 0	
		C	1 5, 8 4 0	1 8, 9 6 0	2 5, 3 2 0	3 0, 3 6 0	3 1, 6 8 0	3 8, 0 4 0	

北九州市芸術文化施設条例

										から13時まで 13時～ 17時に係る 規定使用料の 額の2割5分 に相当する額 (3) 17時 から18時ま で 18時～ 22時に係る 規定使用料の 額の2割5分 に相当する額
会議 室等 使用 料	区分	9時～22時（1時間又はその端数ごと に）							1 営利のため の展示、即売 会等を主たる 目的とする使 用に係る使用 料の額は、規 定使用料の額 の20割に相 当する額とす る。ただし、 市外居住者が 使用するとき は、25割に 相当する額と する。 2 入場料等を	
		平日		土曜日 日曜日 休日						
	黒 崎 文 化 ホ ー ル	リハ ーサ ル室	1,330円		1,590円					
		大練 習室	960円		1,140円					
		中練 習室	370円		440円					
		小練 習室 1	290円		350円					
	小練	150円		180円						

北九州市芸術文化施設条例

	習室 2・3			徴収する場合の 使用料の額は、 規定使用料の額 の20割に相当す る額とする。た だし、市外居住 者が使用する ときは、25割に 相当する額とす る。
	会議室 1・2	160円	190円	
	会議室 3・4	130円	160円	
	屋外イベントスペース	140円	180円	
若松市民会館	第1練習室	730円	880円	3 2日以上継続して使用する 場合には、期間中の 利用しない規定時 間区分の使用料の 額は、規定使用料 の額の5割に相当 する額とする。
	第2・3練習室	240円	300円	
戸畑市民会館	リハーサル室	1,040円	1,250円	
	第1練習室	290円	350円	

北九州市芸術文化施設条例

		第2 練習 室	240円	300円
大 手 町 練 習 場		大練 習室	1,450円	1,740円
		中練 習室 1	800円	960円
		中練 習室 2	560円	670円
		小練 習室 1・ 2・ 4～ 6	290円	350円
		小練 習室 3・ 7・ 8	240円	300円
		会議 室1	250円	300円
		会議 室 2・ 3	160円	190円

北九州市芸術文化施設条例

展示 室使 用料	区分		10時～18時	時間外（1時間又は その端数ごとに）	1 営利のため の展示、即売 会等を主たる 目的とする使 用に係る門司 市民会館の展 示室使用料の 額は、規定使 用料の額の2 0割に相当す る額とする。 ただし、市外 居住者が使用 するときは、 25割に相当 する額とす る。 2 入場料等を 徴収する場合 の門司市民会 館の展示室使 用料の額は、 規定使用料の 額の20割に 相当する額と する。ただし、 市外居住者が 使用するとき は、25割に
	門司市民会館	第1 展示 室	3,540円	660円	
	門司市民会館	第2 展示 室	1,740円	300円	
	若松市民会館	美術展示室	A	2,160円	360円
			B	4,320円	840円
			C	6,480円	1,200円
	旧百三十三銀行ギャラリー	美術展示室	A	3,600円	720円
			B	7,200円	1,440円
			C	10,800円	2,160円

北九州市芸術文化施設条例

					(3) Cは、 入場料等を 徴収し、又は 収益を伴う 用途に使用 するとき。
楽器 庫使 用料	黒 崎	楽器 庫 1	1 月	5,040 円	
	文 化 ホ ー ル	楽器 庫 2	1 月	12,000 円	
	若 松	楽器 庫 1	1 月	9,700 円	
	市 民 会 館	楽器 庫 2	1 月	8,800 円	
		楽器 庫 3・ 4	1 月	7,100 円	
	戸 畑 市 民 会 館	楽器 庫	1 月	10,800 円	
	大 手	楽器 庫	1 月	13,200 円	

北九州市芸術文化施設条例

	町 練 習 場	1・ 2 楽器 庫3 ～5	1月	4,800円	
器具 使用 料	照明器具		1時間又はその端数ごとに 390円以下の範囲内で規 則で定める額	1 照明器具に は、ゼラチン ペーパーを含 まない。 2 ピアノ使用 料には、調律 料を含まな い。	
	音響器具		1時間又はその端数ごとに 780円以下の範囲内で規 則で定める額		
	映写機		1時間又はその端数ごとに 1,950円以下の範囲内 で規則で定める額		
	ピアノ		1時間又はその端数ごとに 3,000円以下の範囲内 で規則で定める額		
	舞台器具		1時間又はその端数ごとに 3,900円以下の範囲内 で規則で定める額		
	録音・録画機器		1時間又はその端数ごとに 4,800円以下の範囲内 で規則で定める額		
	展示用パネル		1回ごとに120円以下の 範囲内で規則で定める額		
設備使用料		1時間又はその端数ごとに 300円以下の範囲内で規 則で定める額			

駐車場使用料		黒崎文 化ホー ル	駐車を開始したとき から60分を超える 時間について1台に つき30分又はその 端数ごとに100円 以下の範囲内で規則 で定める額	
--------	--	-----------------	---	--

注

- 1 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 2 冷暖房設備、照明設備その他の電気設備で市長が定めるものを使用するときは、実費に相当する額の範囲内で市長が定める額を徴収する。
- 3 特別の設備をし、又は備付器具以外の器具を使用するときは、市長が定める実費に相当する額を規定使用料に加算する。